



つくばみらい市立伊奈中学校
生徒指導だより

No. 1 令和5年4月21日

～安全に 気持ちよく 学校生活を送るために～

学校をつくるもの

新学期がスタートし、まだ新しいフロアや学級に慣れない時期ですが、この新たなスタートの時期だからこそ素直な気持ちで1年間の目標を立てたり、新たな関係づくりをしたりすることができます。

昨年度末の修了式の中で話をしましたが、1年間のスタートにあたって学校は何によってつくられているのかを考えてみましょう。よく「学校のせいだ」とか「これは学校の責任」と言われます。このとき「学校」は何を指しているのでしょうか。学校は施設なので人がいなければ建物でしかありませんが、施設を人とみなすような言い方が普通に使われます。実際に「法人」という、法律上、人と扱われる組織もあります。ですが、市立中学校は法人ではありません。何となく「学校が・・・」といったとき、それは学校の教職員を指す様にも感じます。確かに、様々なことの決定を職員が行っています。ですが「あの学校は落ち着いている」とか、「あの学校は荒れている」という場合、職員だけを指しているかといえば、必ずしもそうではありません。学校に関わる様々な人々（教員や生徒だけでなく、保護者や地域、関係機関の方々も含む）の集合体とその活動が場と重なって「あの学校は・・・」と言われるものになるのでしょうか。

そう考えると、学校はその学校に関わる人々の活動によって決まってきます。右の掲示物は昨年度の卒業生が委員会活動の中で作成したものです。清掃活動がテーマの掲示物ですが、これは掃除を超えて全てのことに当てはまる言葉です。

このような気持ちで生活をしてきた先輩達がこれまでの伊奈中学校を支えていたと実感します。在校生のみなさんは改めて皆さん一人一人が伊奈中学校の構成員であり、一人一人の行動によって「伊奈中学校」が常に更新されているのだということを理解して、よりよい伊奈中学校のために努力を積み上げていきましょう。



「校内フリースクール」による登校支援を進めています

登校が困難な生徒への支援のため、また通常学級での活動が困難な生徒の支援のために、校内フリースクールを設置しています。利用したいと思われましたら、本校職員までご相談ください。

伊奈中学校 校内フリースクール

開設時間： 8：10～帰りの会終了時まで
場 所： 2号館1階 校内フリースクール教室
過ごし方： 基本的には自主学習または読書を行います。
生活のきまりについては、学校の生活のきまりと同様です。

自転車の交通規則を知ろう PART1

全校の交通安全教室では、長く交通課で事故の対応に当たられていた常総警察署の方から貴重な話を聞くことができました。特に令和5年4月より全ての年代でヘルメット着用が努力義務となったことはよく分かったと思います。一方でその他の自転車通行に関わる交通ルールや罰則は余り知られていないかもしれません。4月の始めに当たって、道路交通法について自転車通行に関する規則を確認します。

(1) 車道通行の原則

歩道と車道の区別のある道路では**車道**を通行する。(ただし、自転車道があれば、自転車道を通行する。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、路側帯を通行することができる。)道路では**左側**を通行する。特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけない。また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけない。

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

※路側帯(ろそくたい) 歩道と車道の区別のない道路の端にある白線で区分されている区域

※懲役(ちやうえき) 刑事施設に収容して、所定の作業につかせる刑罰

(2) 例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則だが、次に該当する場合には歩道を通行することができる。

ただし、自転車は**歩道の中央から車道寄りの部分を徐行**しなければならず(普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行する。)、**歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止**しなければいけない。

○ 道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

○ 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき(13歳未満)。

○ 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金(歩道通行要件を満たさないにも関わらず歩道を通行した場合)等

※徐行(じょこう) 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行すること

(3) 信号機に従う義務

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけない。

特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけない。

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

(4) 並進の禁止

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、**他の自転車と並進してはいけない**。

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

※並進(へいしん) 2台以上の自転車が横に並んで走行していること

※罰金は1万円以上、科料(かりょう)は1万円未満の罰



(5) 一時停止すべき場所

自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止をする。

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

いけないことなどは知っていたけど、こんな罰則があったのか、と思うこともあるのではないのでしょうか。皆さんが特に悪いとも思わず何気なくしてしまっている並進も2万円以下の罰金のある違反なのです。

自転車の通行には年々厳しい目が向けられるようになってきています。これまでの生徒指導だよりの中でも事故の加害者となって高額賠償を課されているケースを紹介してきました。自転車に乗るということについては中学生と大人とで法令上の扱いの違いはありません。皆さんが自転車運転者としての責任を自覚して通行していきましょう。